

役員等報酬規程

社会福祉法人 椎原寿恵会

社会福祉法人椎原寿恵会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人椎原寿恵会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事長及びその他の理事、監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、職務執行の対価として、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長については、別表1に定める額
- (2) その他の役員及び評議員については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、臨時職員等就業規則第30条の規定に準ずる額
- (4) 役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支給時期は、翌月10日とする。ただし、その日が休日又は土曜日若しくは日曜日に当たる時は、その前日を支給日とする。

- 2 その他の役員及び評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、令和3年6月27日より施行する。